

任期付職員（中小企業庁事業環境部取引課）の募集について

令和7年12月17日
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 応募資格

弁護士の資格を有し、取引や優越的地位の濫用規制等に関する法制度（民法、独占禁止法、下請法、税法等）に関する知識を持つこと。日本国籍を有すること。

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和8年4月以降、2年程度を予定。

（延長の可能性あり。本人の希望を考慮の上、調整）

※具体的な勤務開始日については応相談。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

勤務地は経済産業省別館（千代田区霞が関）。通常の勤務時間は、9:30 から18:15までです（週5日、土日祝日を除く）。

給与（俸給及び期末手当等の諸手当）は、実績等を考慮の上決定します。課長補佐級の担当官として勤務していただく予定です。

5. 業務内容

- (1) 中小企業に係る取引の適正化に関すること
- (2) 中小企業の取引に関する調査・企画に関すること
- (3) その他関連業務 等

6. 応募方法

- ①履歴書（写真貼付）
- ②職務経歴及び応募理由書（A4判用紙に1～2枚程度にまとめたもの。様式自由）
を電子メール又は郵送にて提出して下さい。

7. 応募締切

令和8年1月30日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

※応募期間中に採用者が決定した場合には、応募を締め切らせていただきます。

8. 選考方法

書類選考の後、数名の経済産業省職員が面接を行います。書類選考には1週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があった方から書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募書類に記載されている個人情報は、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。また、応募書類は返却いたしませんので、御了承下さい。

10. 応募書類の提出先・問い合わせ先

中小企業庁事業環境部取引課

担当：藤本

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1669

Email：fujimoto-atsushi1@meti.go.jp

※●を@に置き換えて下さい。

<郵送の場合>

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

中小企業庁事業環境部取引課 採用担当（藤本）宛